

社会福祉法人 森町社会福祉協議会理事等の費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人森町社会福祉協議会(以下「協議会」という。)の理事、監事及び評議員並びに評議員選任・解任委員(以下「理事等」という。)に対して支給する費用弁償の額並びにその支給方法について定めることを目的とする。

(費用弁償)

第2条 協議会の理事等が会議などに参会したときは、その出席した回数に応じて別表第1の費用弁償を支給する。

2 協議会の理事等が会務のため旅行したときは、前項にかかわらず費用弁償として別表第2に定める額の旅費を支給する。

(その他)

第3条 この規程に定める旅費とは、森町特別職職員の旅費等に関する例を準用する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年2月23日から施行する。(一部改正)

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。(一部改正)

附 則

この規程は、令和7年5月27日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表第 1

費用弁償の額	
理事会、評議員会、監査、評議員選任・ 解任委員会等の出席 (1 回につき)	1,500円

別表第 2

交通費	最も経済的な通常の経路により計算した鉄道賃、航空賃、船賃、バス賃、車賃
-----	-------------------------------------

区 分	日 当 (1日につき)	宿 泊 料	食卓料
会 長	3,000円	12,000円	3,000円
理事、監事、評議員、 評議員選任・ 解任委員	3,000円	12,000円	3,000円

※ 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが、食費を要する場合に限り支給する。

町内に宿泊する場合は、表中に規定する額の範囲内における実費額とし、町外に宿泊する場合で表中の宿泊料の額をもって実費を支弁できない場合は、その実費額とする。